

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与等平均受給額 ①	当年(度)の給与等平均受給額 ②	賃上げ率 (②／①－1) × 100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「「10 主要科目」の（労務費＋役員報酬＋従業員給料）」÷「「4 期末従業員等の状況」の計欄」で算出した金額を前年度と比較する	
<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社〇〇〇〇〇
 (住所を記載)
 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

- ・ 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙様式 10) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙様式 11) の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与総額 ①	当年(度)の給与総額 ②	賃上げ率 (②／① - 1) × 100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成／未達成

2 使用した書類

<input type="checkbox"/>	法人事業概況説明書
【算出方法】「「10 主要科目」の（労務費 + 役員報酬 + 従業員給料）」で算出した給与総額を前年度と比較する	
<input type="checkbox"/>	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】「「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社〇〇〇〇
 (住所を記載)
 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

- 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙様式 10) 又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙様式 11) の写しを添付してください。

別紙様式 10

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6

卷之四

別添「法人事業概況明細書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、明細の用紙に別途記載の上、添付願います。

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一起添付して提出してください。なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、通常の用紙に別途記載の上、添付願います。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。）

千円単位で記載してください。

この用紙はどこまないでください

25.2 亂次^{セイ}においては統計書、金融書・個別化産業においては、古松刊集録刊料を軽減してくれば多い。
25.3 国際代理業においては、原稿企画には未松刊集録には未松刊集録を軽減してくれば多い。
25.4 分業書^{セイ}においては、企画には未松刊集録には未松刊集録を軽減してくれば多い。
25.5 企画書^{セイ}においては、企画には未松刊集録には未松刊集録を軽減してくれば多い。

21.4 「11代高音に対する賃料等の金額」の各種は貴社(貴法人)が明基会社の基準に和算してくるべき。

12 事 業 形 態	(兼業種目) (兼業割合) %					13 主 な 設 備 等 の 状 況					
	(2) 事業内容の特異性										
	(3) 売上区分 現金売上 % 挂売上 %										
14 決 済 日 等 の 状 況	売上	締切日		決済日		16 税 理 士 の 関 与 状 況	(1) 氏名				
	仕入	締切日		決済日			(2) 事務所所在地				
	外注費	締切日		決済日			(3) 電話番号				
	給料	締切日		支給日			(4) 関与状況	<input type="checkbox"/> 申告書の作成	<input type="checkbox"/> 調査立会	<input type="checkbox"/> 税務相談	
15 帳 簿 類 の 備 付 状 況	帳簿書類の名称					<input type="checkbox"/> 決算書の作成	<input type="checkbox"/> 伝票の整理	<input type="checkbox"/> 補助帳の記帳			
						<input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳	<input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務				
						17 加入 組 合 等 の 状 況					
						(役職名)					
18 月 別 の 売 上 高 等 の 状 況	18月別 の 売 上 高 等 の 状 況	売上(収入)金額	仕入金額	外注費	人件費	源泉徴収税額	従事員数				
	月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人	
	月										
	月										
	月										
	月										
	月										
	月										
	月										
	月										
計											
前月比											
19 当 期 の 業 務 要 求											

「18月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

F E 0 1 0 4

令和〇〇年分 紙と電子の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所骨脫核施行攝別者 5 (8), 5 (24), 5 (25), 5 (26), 6 (1) 及 7 (2) 例)

税務署受付印		会計年月日	提出書類	整理番号	□□□□□□□□							
提出者	住所又は 所在地	電話(- -)	提出書類区分	1.給付	2.支取	3.領取	4.使用	5.領收	6.調査	7.税額	8.税金	9.税金
	(アリガタ)		郵便1 3102 正印3 3103 (アリガタ)	□	□	□	□	□	□	□	□	
	氏名又は 名前	作成担当者										水印等 一括提出 届け付
	個人番号 又は 住民登録番号 (アリガタ)	作成担当者 者名										有 <input type="radio"/> 否 <input type="radio"/>
税理士番号												
1.給付と所得の源泉徴収票合計表(375)												
区分	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
(ア)個人、配偶者 の扶養												
(イ)うち、同居する の扶養を受けるもの												
(ウ)扶養費受取 を受けるもの												
扶養費支給 により支取 を受けるもの												
(摘要)												
2.退職所得の源泉徴収票合計表(316)												
区分	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
(ア)退職金等 の支取												
(イ)退職金等 の支取												
(摘要)												
3.報酬、料金、契約金及び賞金の支払額書合計表(309)												
区分	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
報酬等、賞金等の 報酬又は料金(1月該当)												
税理士、税務士等の 報酬又は料金(2月該当)												
事務費等(3月該当)												
報酬等又は料金、税理士等の 報酬又は料金(4月該当)												
会員登録料等の 報酬又は料金、税理士等の 報酬又は料金(5月該当)												
点数料等の 報酬又は料金(6月該当)												
費用的金(7月該当)												
賞金(8月該当)												
(ウ)計	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
(ア)うち、支払額書を提出するもの												
区分	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
(イ)うち、所持税法第176条第10号 に規定する内部監査人に対する賞金												
支取額免査によ り支取 を受けるもの												
(摘要)												
4.不動産の使用料等の支払額書合計表(313)												
区分	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
使用料等の支取												
(ア)うち、支払額 を提出するもの												
(イ)うち、支払額 を提出するもの												
(摘要)												
5.不動産等の譲受けの対価の支払額書合計表(376)												
区分	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
譲受けの対価の支取												
(ア)うち、支払額 を提出するもの												
(イ)うち、支払額 を提出するもの												
(摘要)												
6.不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払額書合計表(314)												
区分	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
あっせん手数料の支取												
(ア)うち、支払額 を提出するもの												
(イ)うち、支払額 を提出するもの												
(摘要)												
7.不動産等の譲受けの対価の支払額書合計表(376)												
区分	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月	人	月
譲受けの対価の支取												
(ア)うち、支払額 を提出するもの												
(イ)うち、支払額 を提出するもの												
(摘要)												

提出用

○愛田課長には、法定調書の範囲内にコードを記載してもらいたい。(予 = 14
FD = 15
MO = 16
CD = 17
DVD = 18
書面 = 30
その他 = 99

令和 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)同様)

提出者 住所又は 所在地 (フリガナ) 氏名又は 名 称 個人番号 又は 社人番号 (フリガナ) 代 表 者 氏 名	各 種 類 の 税 額 の 合 計 額	年 月 日 提出 税務署共 用	事 業 種 目			整理番号	署番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					
					調書の提出区分	提出種別	1. 税 2. 退 3. 申 4. 使 5. 申 6. 申	税 退 申 使 申 申				
					新規=1 退廃=2 訂正=3 無効=4	新規	○	○	○	○	○	
					(フリガナ)		作成担当者		本店等 一括提出 有 ○		翌年以降 送付 否 ○	
					作成税理士 署名		電話 (- - -)		税理士番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)											
区分	人	月	左のうち、源泉徴収税額がないもの	人	月	左のうち、源泉徴収税額がないもの	人	月	左のうち、源泉徴収税額がないもの	人	月
支給、給与、賞与等の 支給額、給与額の 合計額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
源泉徴収税額 の合計額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
源泉徴収税額 の合計額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
支給額、給与額 ににより源泉徴 収税額を予定した もの	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
(摘要)											

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)											
区分	人	月	左のうち、源泉徴収税額がないもの	人	月	左のうち、源泉徴収税額がないもの	人	月	左のうち、源泉徴収税額がないもの	人	月
支給手当等の 合計額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
支給手当等の 合計額	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
(摘要)											

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)											
区分	人	月	左のうち、源泉徴収税額	人	月	支 払 金 額	人	月	左のうち、源泉徴収税額	人	月
報酬料、講演料等の 報酬又は料金(1号該当)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
報酬料、税理士等の 報酬又は料金(2号該当)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
報酬料(3号該当)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
報酬料(4号該当)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
報酬料(5号該当)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
報酬料(6号該当)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
報酬料(7号該当)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
報酬料(8号該当)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
合計	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
左のうち、支払調書を提出するもの	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
左のうち、所得税法第17条第10項に規定する内国外人にに対する賞金	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
賞金減免法により 支払調書を提出した もの	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
(摘要)											

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)											
区分	人	月	左のうち、支払調書	人	月	左のうち、支払調書	人	月	左のうち、支払調書	人	月
使用料等の起算	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
左のうち、支払調書 を提出するもの	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
(摘要)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月

5 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376)											
区分	人	月	左のうち、支払調書	人	月	左のうち、支払調書	人	月	左のうち、支払調書	人	月
支払調書の起算	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
左のうち、支払調書 を提出するもの	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月
(摘要)	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月		<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	月

平成
28
年
1
月
1
日
以
後
提
出
用

O 提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。(電子 II 14
個人番号又は法人番号欄に何を記載しないでください。
FD II 15
税理士等の報酬又は料金(2号該当)欄に何を記載しないでください。
MO II 16
CD II 17
DVD II 18
書面 II 30
その他 II 99)

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

- 1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。
- 2 給与所得の源泉徴収票合計表
 - (1) 「@俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。
なお、年の中途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。
 - (2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。
 - (3) 「@のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。
 - (4) 「@源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
なお、年の中途中で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。
 - (5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。
- 3 退職所得の源泉徴収票合計表
 - (1) 「@退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。
 - (2) 「@ @のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。
- 4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表
 - (1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。
 - (2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。
 - (3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。
 - (4) 「所得税法第204条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。
また、「@計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第204条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。
 - (5) 「@のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
 - (6) 「@のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第174条第10号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。
 - (7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「①使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものも含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「② ①のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「①譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「② ①のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - 租税特別措置法第33条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第33条の2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第33条の4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - △ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「①あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「② ①のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

別紙様式 12

1 確認書類の提出方法

○ 賃上げ実績の確認時、税理士又は公認会計士等の第三者により、「入札説明書に示されている基準と同等の賃上げ実績を確認できる書類であると認められる」ことが明記された書面（別紙様式 13）を、賃上げを行ったことを示す書類と共に提出。

※ 内容について、必要に応じて請負者側に確認を行う場合がある。

※ 仮に本制度の主旨を意図的に逸脱していることが判明した場合には、事後であってもその後に減点措置を行う。

※ なお、賃上げ促進税制の優遇措置を受けるために必要な税務申告書類をもって賃上げ実績を証明することも可能である。

2 「同等の賃上げ実績」と認めることができる場合の考え方

○ 中小企業等においては、実情に応じて「給与総額」又は「一人当たりの平均受給額」いずれを採用することも可能。

○ 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価することも可能。

○ 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完を行って評価することも可能。

※ なお、本制度において、企業の賃上げ表明を行う様式には従業員代表及び給与又は経理担当者の記名・捺印を求めており、企業の真摯な対応を期待するものである。

※ 例えば、役員報酬を上げるのみとなっている等、実態として従業員の賃上げが伴っていないにも関わらず、実績確認を満足するために恣意的に評価方法を採用することや賃上げを表明した期間の開始前の一定期間において賃金を意図的に下げる等により賃上げ表明期間の賃上げ率の嵩上げを図ること等は、本制度の趣旨を意図的に逸脱している行為と見なされる。

※ ボーナス等の賞与及び諸手当を含めて判断するかは、企業の実情を踏まえて判断することも可能とする。

【具体的な場合の例】

○ 各企業の実情を踏まえ、継続雇用している従業員のみの基本給や所定内賃金などにより評価する。

・ ベテラン従業員等が退職し、新卒採用等で雇用を確保することで給与総額が減少する場合等は、継続雇用している給与等受給者への支給額で給与総額等を評価する。

・ 定年退職者の再雇用などで給与水準が変わる者を除いて給与総額等を評価す

る。

- ・ ワーク・ライフバランス改善の取組を考慮するため、育児休暇や介護休暇の取得者等、給与水準が変わる従業員等を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 働き方改革を進める中で、時間外労働規制の令和6年4月からの適用に対応するため、計画的に超過勤務を減らしている場合については、超過勤務手当等を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 災害時には昼夜を問わず、一時的に人員も増強してその対応に従事することが求められ、その対価として超過勤務手当等が従業員等に支給される。災害対応は、自ら制御できない年変動があり、このような場合、超過勤務や一時雇用を除いて給与総額等を評価する。
- ・ 業績に応じて支給する一時金や賞与等を除いて給与総額等を評価する。

○ 入札説明書等に示した賃上げ実績の確認方法で従業員の給与を適切に考慮できない場合、適切に控除や補完が行われたもので評価する。

- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に一部の従業員の給与が含まれない場合、別途これを考慮して評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に外注や派遣社員の一時的な雇い入れによる労務費が含まれてしまう場合、これを除いて評価する。
- ・ 実績確認に用いるとされた主要科目に退職給付引当金繰入額といった実際に従業員に支払われた給与でないものが含まれてしまう場合は、これを除いて評価する。
- ・ 役員報酬が含まれること等により従業員の賃金実態を適切に反映できない場合は、これを除いて評価する。
- ・ 令和4年4月以降の最初の事業年度開始時よりも前の令和4年度中に賃上げを実施した場合は、その賃上げを実施したときから1年間の賃上げ実績を評価する。

※ なお、上記は例示であり、ここに記載されている例に限定されるものではない。

賃金引上げ計画の達成について

私は、○○株式会社が、令和〇年度（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの○○株式会社の事業年度）（又は〇年）において、令和〇年〇月〇日付け「従業員への賃金引上げ計画の表明書」と同等の賃上げを実施したことを別添書類によって確認いたしました。

（同等の賃上げ実績と認めた評価の内容）

（記載例 1） 評価対象事業年度においては、〇人の従業員が退職する一方、〇人の新卒採用者を雇用することになり、給与支給総額が〇%増加にとどまったものの、継続雇用している〇人の給与支給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

（記載例 2） 評価対象の前事業年度は災害時の応急対策に従事すること等による超過勤務手当が多く発生した（対前年度〇%増加）が、評価対象年度においてはその対応がなかったため、超過勤務手当は〇%減と大きく減少した。これらの要因により、給与支給総額は〇%の増加にとどまったくものの、基本給総額は〇%増加していたため、表明書と同等の賃上げを実行したものと認めました。

令和 年 月 日

（住所を記載）

（税理士又は公認会計士等を記載） 氏名 ○○ ○○

（添付書類）

- ・ ○○○
- ・ ○○○